

お知らせ なんたん



第76号(3の2)平成21年3月13日発行

定額給付金・子育て応援特別手当について

住民の方への生活支援、地域の経済対策として行われる「定額給付金」と幼児教育期の子育て支援として行われる「子育て応援特別手当」の申請書を3月下旬送付、支給を5月下旬から開始する予定です(支払方法は預金口座への振り込みを予定)。申請、受給の手続きに関しては、詳細が決まり次第、お知らせなんたん、ホームページやなんたんテレビ(CATV)でお知らせしますが、ここでは「定額給付金」「子育て応援特別手当」の基本的なことについてお知らせします。

<定額給付金>

- 支給の基準となる日(基準日)** 平成21年2月1日
※2月2日以降に市内へ転入した場合は、前住所地からの支給となり、2月2日以降に市外へ転出した場合は、南丹市から支給します。
- 給付対象者** 基準日現在、次のいずれかに該当する人
(1) 市内に住民登録がある人
(2) 市内に外国人登録がある人(短期滞在の在留資格者を除く)
- 申請・受給者** 給付対象者の属する世帯の世帯主が基本(外国人については、各給付対象者)
- 支給金額** 給付対象者1人につき12,000円。ただし、基準日において65歳以上の人(昭和19年2月2日以前生まれ)と18歳以下の人(平成2年2月2日以降生まれ)は1人につき20,000円
- 支給方法** 原則、世帯主名義の預金口座への振り込み(世帯全員の分を世帯主に一括して支給)
- 申請方法** 給付金の支給を受けるためには、南丹市が送付する申請書により申請が必要です。申請受付開始日などの詳細は、決定次第お知らせします。

<子育て応援特別手当>

- 支給の基準となる日(基準日)** 平成21年2月1日
※2月2日以降に市内へ転入した場合は、前住所地からの支給となり、2月2日以降に市外へ転出した場合は、南丹市から支給します。
- 支給対象となる子** 平成14年4月2日～17年4月1日生まれ(平成20年度において、小学校就学前3年間(3～5歳)に属する子)で、次のすべてに該当する子
(1) 同一世帯の平成2年4月2日～17年4月1日生まれの子の中で、第2子以降である子。※第1子が寮に入っているなどで世帯が別になっている場合でも、健康保険証などで同一の方の扶養が確認できれば、同一世帯として申請することができます。
(2) 基準日現在、市内に住民登録または外国人登録がある子(短期滞在の在留資格者を除く)
- 申請・受給者** 支給対象となる子の属する世帯の世帯主が基本(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 支給金額** 支給対象となる子1人につき36,000円。
- 支給方法** 原則、世帯主名義の預金口座への振り込み。
- 申請方法** 子育て応援特別手当の支給を受けるためには、南丹市が送付する申請書により申請が必要です。申請受付開始日などの詳細は、決定次第お知らせします。

◇問合せ先 定額給付金関係 総務課 TEL (0771) 68-0002
子育て応援特別手当関係 子育て支援課 TEL (0771) 68-0017

南丹市臨時職員(定額給付金など事務補助)を募集します

- 職種** 事務一般(定額給付金・子育て応援特別当事務補助)
- 日給** 5,760円(別途交通費支給)
- 勤務場所** 国際交流会館および南丹市役所(本庁・支所)
- 勤務時間** 月曜日～金曜日(午前8時30分～午後5時15分)
- 勤務期間および募集人員** ①4月6日(月)～5月29日(金) 5人程度
②4月10日(金)～5月29日(金) 5人程度
- 受付期間** 3月13日(金)～27日(金)※土、日、祝日を除く。
午前8時30分～午後5時15分
- 提出書類** ①臨時職員申込書(人事秘書課および各支所地域総務課にあります)
②履歴書(市販、横書きのもの、写真貼付)
- 提出先** 人事秘書課または各支所地域総務課
- 採用** 書類審査により合格を決定します。(合格者は後日お知らせします)
- その他** 詳細は下記問合せ先までお問い合わせください。

◇問合せ先 人事秘書課 人事係 TEL (0771) 68-0008

地域力再生プロジェクト支援事業交付金について

京都府では、地域に暮らす人々が、協働して暮らしやすい魅力的な地域にするため、自分たちで考えて行動する「地域力再生活動」に対して、交付金の支給を行います。つきましては、平成21年度第1回目の募集が下記のとおり行われますのでお知らせします。事業の詳細内容などについては、下記問合せ先までお問合せください。また、事業申請を考慮しておられる団体の事前相談が3月31日(火)まで京都府において実施をされていますのでお問い合わせください。

- 名称** 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金
- 対象団体** 地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体(営利を主とする団体や特定の政治、思想、暴力団などにかかわる団体は対象外)
- 対象事業** 環境保全活動、子育て支援活動、共助型福祉活動、防災・防犯活動、地域美化活動、地域産業おこし、地域商業の活性化、農村・都市交流活動、地域スポーツ振興、地域文化活動、地域行催事、その他特に認める活動
※要件として「地域性」「公共性」「自立性・持続性」「熱意・主体性」「新たな取組や拡充(新たな工夫を含む)、再興」を有していること。
※平成21年度は、地域団体と行政との協働による課題解決を推進するため、「地域力パートナーシップ推進枠」が設置されます。
- 交付率など** [交付(補助)率] 交付対象事業費の原則3分の1以内
[交付限度額] ソフト事業…200万円以内
ハード事業…200万円以内
- ※上記額と合わせて、(財)京都府市町村振興協会から、別途3分の1以内に相当する額が交付されます。
- 募集期間** (第1回)4月1日(水)～5月8日(金)
(第2回)9月1日(火)～9月30日(水)
- 事前相談窓口** 京都府総務部自治振興課(TEL:075-414-4452)
京都府南丹広域振興局企画総務部企画振興室(TEL:0771-24-8430)
- その他** 詳細および申請書類は、京都府のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.pref.kyoto.jp/chiikiriyoku/>)

◇問合せ先 企画推進課 自治振興係 TEL (0771) 68-0003 FAX (0771) 63-0653

長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法の変更について

長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法について、「年金からの天引き(特別徴収)」の方は、希望されると「口座振替(普通徴収)」に変更することができます。

支払方法の変更を希望される場合は、3月31日(火)までに下記問合せ先で手続きしてください。6月からの年金天引きを中止し、7月から口座振替となります。4月分の年金天引きは、中止することができません。※期限以降に手続きをされると、8月以降の変更となります。変更されない場合は、手続きの必要はありません。なお、お支払いいただく保険料の総額は変わりません。

●平成20年度中に75歳になられた方や転入された方

現在は納付書や口座振替によりお支払いいただいても、平成21年度から「年金からの天引き(特別徴収)」になる方もありますので、口座振替での支払いを希望される場合は、下記問合せ先までお問い合わせください。

※すでに変更の申し出をされている方は、再度申し出いただく必要はありません。

- 手続方法** 国保医療課または各支所健康福祉課に備え付けの申出書により申し出をしてください。その後、金融機関において口座振替の手続きを行っていただきます。

●持参いただくもの 印鑑、口座振替される口座の通帳、通帳印

※代理の方が申し出いただく場合は、委任状と代理でお越しになる方の身分証明書をご持参ください。

<確定申告時の社会保険料の控除について>

お支払い方法により、税金の控除ができる方が異なります。

年金天引きの場合	年金の受給者に、社会保険料控除が適用されます。(年金天引きの場合、本人以外の社会保険料控除に適用できません)
口座振替または納付書の場合	口座振替または納付書により保険料を支払った方に、社会保険料控除が適用されます。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041